

厚生労働大臣 殿

「片目失明者を障害者に認定すること等を要望します」

要望項目

1. 片目失明者を障害者に認定して下さい。
2. 現行の視覚障害者の認定基準を見直すか、新たに身体障害程度の等級を設定して下さい。
3. 要望の趣旨の各項目に記述した事項等について、正しい方向で見直して福利厚生改革に着手して下さい。

請願の趣旨

現行の厚生労働省の「視覚障害者」の認定条件では「片眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下の者で、両眼の視力の和が0.2を超えるもの＝合計の視力が0.62以下」が(6級)と規定されており、たとえ片眼を失明していても、他眼に0.6を超える視力があれば障害者として認定されません。しかし、誰がどう考えても、片目の失明は無条件に障害であることには疑いない明白な事実です。

このような不合理な認定条件を肯定することは、片目を失明していても他眼がよく見えれば日常生活に困難はない、という誤った認識以外に他なりません。仮に健常者の方が眼帯をしてみればよくわかるだろうと思いますが、これは片目での生活が日常生活に於いて、どれほど困難で、辛い事かは、半日も我慢できず眼帯を外して清々しくされることでしょう。しかし、片目失明者にはそんな簡単単純な体験では済みません。ホッとすることは生涯有り得ませんし、終生この困難と他眼の失明等の不安に付きあって生きていかななくてはならず、とても生易しい事ではありません。

片目失明者はこれまで、このような不合理な認定条件の為、障害者福祉(社会福祉)の光がまったく当てられず、健常と障害の狭間に置かれたままです。しかし、片目失明にくじけず、その困難にも負けず強く生きております。それがどんなに辛い事かは、誰にも容易に想像できることと思います。そのためかえって、片目を失明していても他眼がよく見えれば日常生活に困難はない、という誤った認識・誤解を過去・現在に生み出したとも言えます。

片目失明者はその視覚だけではなく、さまざまな生きるすべを失っているのも現実です。例えば、自動車の運転免許に関しては、大型一種、二種全般、中型一種、けん引免許が取得できなかつたり、取り消されたりする制限が設けられております。また、一般就職においても、警察官、自衛官、消防士、JR他、片目で有ることを理由に制限を受け、随分と敬遠されているのも現状です。このように、片目失明者に対して、社会的に必要とされる制限が設けられているなら、逆にそれに対する社会的保障が設けられても日本国憲法の理念に照らしても、当然と思いません。

片目失明者も人として同等対等のはずですが、現行の障害認定条件等は明らかに不合理の状態にあります。そのために、片目失明者は、本来避けられるべき過大な困難を強いられてきたといっても過言ではありません。その困難辛苦、不自由に対して「他眼がよく見えれば日常生活に困難はない」との誤解の上に立ち、明らかに不合理な認定条件そのままにしている今日の社会に、本当の真の福祉は有り得ません。

現在の制度では、片目失明者が病気・事故等で視力が失われ、眼球が変形したりして、小さくてなっても、多少でも眼球が残っている場合の義眼の装着は、社会生活には必要な義眼装着にも係らず、一般通常美容目的と判断されて、コンタクトレンズの様な扱いになり、助成とか補助の制度等は、一切ありません。ましてや、成長期にある、幼児の場合には、医学上は、骨格形成上大変必要とされております。

また、義眼をつけているだけで保育園・幼稚園に敬遠され、スムーズに入園することが現実に困難で、差別下にあるのも事実です。併せて、是非とも義眼装着への補助制度の創設も求めるものです。それと現在、運転免許を取得している、片目失明者及び、片目が殆ど見えない者が、障害者認定を受けた後に、この認定を受けた事由で、既得の運転免許の剥奪は行わないことと、障害者認定を受けた者が、これから運転免許を取得しようとするとき、運転免許センター・自動車学校等で、現行の視力検査を実施して、道路交通法第103条の第2項に定める、[政令に定めるものの生じる者]等に準じる者に運転に支障がないと判断された場合には、運転免許を交付することも合わせて要望致します。

今日の国の片目失明の障害に対する誤った認識は、社会的には当然に障害者としての受け皿として、障害認定条件とか基準に疑念があります。これは相応に正しく整備されて行かなければならないと確信するものです。

よって、わたしたちは、「片目失明者」を片方の義肢等と同様に広くに障害者に認定することと、現行の視覚障害者の認定基準を見直しするか、新たに視覚障害者の等級【仮に、7 級等】を設定すること。【仮に、7 級等】を設定した場合の障害者手帳の交付と、2種同様の救済処置を下記署名者と伴に強く要望致します。

氏 名	住 所
	都道府県

NPO 片目失明者友の会 代表 久山公明(ひさやまきみあき)

〒731-0124

広島県広島市安佐南区大町東 1 丁目 4-9

電話・Fax 兼用 (082)-554-1717 Email kh60papa@kzf.biglobe.ne.jp

※署名は自筆でボールペンまたはサインペンで、住所は都道府県からご記入願います。

※ご住所は〃(同じとか同上)は無効となりますので、ご協力お願い致します。

※この署名用紙に記入された氏名・住所は、本件請願として国会に提出する目的以外には使用することはありません。

片目失明者の障害者認定に関するアンケート調査結果

NPO片目失明者友の会

調査期間：2016年9月1日～2016年9月30日

調査対象：全国片目失明者友の会会員の方に調査依頼

回答者数：208人

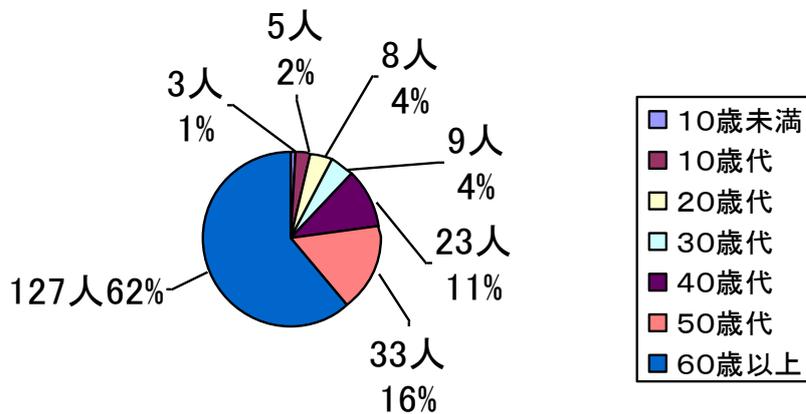
アンケート調査項目と回答結果

アンケート調査項目（有効回答数 208 名）

問1. あなたの性別を教えてください。

男性	女性
138人	70人

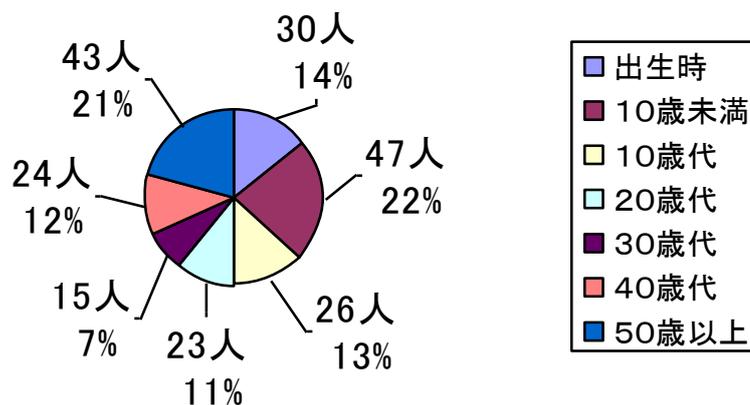
問2. あなたの年齢を教えてください。



問3. あなたの同居人の状況を教えてください。

親兄弟	配偶者	同居人なし
41人	127人	40人

問4. 片目を失明した年齢を教えてください。



問5. 片目を失明した原因を教えてください。

病気： 網膜剥離、網膜色素変性症、緑内障、細膜芽細胞腫、脳腫瘍、 網膜中心静脈閉鎖症、涙腺癌、脳幹出血、先天性小眼球症、 脳大動脈癌、糖尿病、ベーチェット病、リンパ腫、黄班変性症、 網膜壊死、眼底出血、視神経炎、白内障、未破裂脳動脈瘤、網膜腫瘍、 他	108人
事故： 仕事中の事故、交通事故、遊んでいる時の事故、他	100人

問6. あなたは義眼を装着していますか。

はい	いいえ
62人	146人

問7. 「はい」と答えた方にお聞きします。義眼保守に掛かる費用はどのくらいですか。

※義眼保守の推奨時期である2年毎の費用

2万円以内	5万円以内	10万円以内	10万円以上
7人	3人	6人	46人

問8. 義眼保守の推奨時期1回／2年を定期的実施していますか。

はい	いいえ
10人	52人

問9. 「いいえ」と答えた方にお聞きします。

定期的実施してない理由を教えてください。(複数選択可)

義眼再作製の負担が大きい	義眼取扱業者が遠い所にあり容易には行けない	推奨時期があることを知らない	その他
40人	15人	18人	23人

問10. あなたは就職していますか。

はい	いいえ
100人	108人

問11. 「はい」と答えた方にお聞きします。

雇用形態を教えてください。

正社員	派遣社員	パート・アルバイト	その他（自営他）
35人	7人	22人	36人

問12. 「いいえ」と答えた方にお聞きします。

就職していない理由として近いものを教えてください。（複数選択可）

体調が優れず、すぐに 疲れてしまうため働く ことが難しい	就職活動の度に差別的な 目で見られるので精神的に 疲れた	就職しなくても不自由は ない	その他 （年金生活、農業他）
16人	15人	10人	88人



問 1 3. あなたは片目が見えないことで学校生活や社会生活でいじめや差別を受けたことがありますか。

はい	いいえ
1 2 3 人	8 5 人

問 1 4. 「はい」と答えた方にお聞きします。

いじめや差別の具体的な内容を教えてください。(複数選択可)

容姿(義眼、斜視、白濁、萎縮、眼帯、他)をからかわれた	7 7 人
スポーツがうまく出来ずに仲間外れにされた	4 1 人
健常者と比較して、仕事が遅い、仕事が出来ない、と言われた	2 3 人
就職活動の面接だけで落とされた(目のことを聞かれて)	4 0 人
希望する職種(警察官、消防士、他)に就けない	4 0 人
自動車の大型一種、二種全般、他の運転免許が取得できない	5 2 人
<p>その他：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校受験時中学担任の先生より、工業系の就職が難しいのでと商業高校への受験を進められた。 ・子供のころロンパリとかガチャメと言っていじめられた。 ・運転免許証の更新時視力、視野共に問題が無いにも関わらず、多くの更新者のいる前で本当は運転しない方がいいんだよと差別発言を受け、屈辱だった。 ・就職活動時筆記テスト、面接は合格したが、身体検査で落とされた。 ・短大を卒業して民間企業に就職していた時に就職先の社長から片目が見えない事で、人間として生きる価値がないと言われた。 ・片目が見えなくなって可哀想だから雇ってやったとかが社内でうわさになり、居づらくなった。 他 	3 4 人

問15. いじめや差別を受けた原因として考えられることを教えてください。

(複数選択可)

容姿（義眼、斜視、白濁、萎縮、眼帯、他）による偏見	84人
片方の目が見えれば日常生活に支障はないと誤認されている	52人
自分自身の性格	13人
<p>その他：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の制度として健常者と区別したいのなら、その基準を公開すべきだ。小生は、国立大学に行ったが、少なくとも“入学資格”は問題なかったはずで、入学後（専門課程に上がってから）に“後出し”で差別するのはおかしい。つまり、「私は教師になれなくても構いません」というところに署名、捺印せよと迫られた。 ・ 白濁の為、人と目をあわせる事はいやな気持だ。 ・ 健常者と比較しても仕事が劣る事は決してないのに、相手が勝手に判断する事がある。 ・ 大きなガーゼを目につけている為かジーっと見続けられる事が辛い。 <p>他</p>	23人



問 1 6. 日常生活において不便と感ずることを教えて下さい。(複数選択可)

階段を踏み外して転びそうになることがある	1 2 6 人
見えない目の方から話しかけられても気づかない(無視されたと思われる)	9 1 人
片目で疲れるにも関わらず周囲の理解が得られないため健常者同等の扱いを受ける	1 0 6 人
人や物にぶつかる事が多い	1 3 7 人
当事者自身は障害者と意識しているが、障害者認定されないことへの葛藤がある	1 1 4 人
見える方の目に負担が掛かることで見える方の視力が次第に落ちていく恐怖感がある	1 6 8 人
義眼挿入の身体的な違和感が生涯つきまとう	4 5 人
他人の視線を常に気にしないと生きていけない	7 0 人
子供が義眼を装着している事により保育園・幼稚園に敬遠される	3 人
3D 映像が分からず恩恵を受けられない	1 0 5 人
遠近感・距離感がうまくとれない	1 6 2 人
頭痛がよく起きる	6 6 人
目が非常に疲れる	1 3 4 人
肩こりがひどい	8 8 人
目やにがよく出る	9 6 人
その他： ・知らない間に義眼が動いている。 ・見えない側から人や物(傘等)が急に視界に入って恐怖感を感じる。 ・車の運転が大変。 ・見える方の目を身体の正目に位置づけしている為、骨格のゆがみが生じている。 ・物が斜めになっていてもわからない(平衡がわかりづらい)。 他	6 0 人

問17. あなたは障害者手帳の取得について主治医に相談されたことはありますか。

ある	ない
118人	90人

問18. あなたは片目を失明しているにも関わらず障害者手帳を取得できないことについてどう思われますか。

おかしいと思う	おかしくないと思う	分からない
183人	0人	25人

問19. あなたは障害者手帳を所有できるのであれば取得しますか。

する	しない	分からない
198人	4人	6人

問20. もし障害者認定されたらあなたの生活はどのように改善されると思いますか。

(複数選択可)

自分に自信がつき、自分らしく生き活きと生活できる	72人
職場の理解を得ることが出来るため働きやすくなる	53人
就職活動がしやすくなる	43人
義眼製作の補助があるので、骨格形成や義眼の劣化に見合った保守ができる	66人
公共交通機関他の恩恵が受けられるようになり、病院等に行きやすくなる	145人
その他： ・税金の軽減、他	57人

問 2 1. 当事者たちの切実な声

「その他」項に記載された当事者の声を抜粋して紹介します。

※ここに紹介しきれない当事者の声は別紙で紹介します。

- ・眼帯をしても、していなくても、必ず目の事を聞かれる。
- ・指を指されたり、ジロジロ見られたり、気持ち悪いと言われたり、人間らしい扱いをされた事が無い。
- ・障害者手帳が「取れない」事を理解してもらえない。私を取りたくないから取らないのだと誤解され、人事部から公の場で攻め立てられた事がある。
- ・「通勤に危険だから」と断られた企業が何社もある。
- ・会話中に義眼が回転して、悲鳴を上げられた。以来前を向いて歩けないし、目を見て会話が出来ない。
- ・私には片眼がありません。肉がむき出しの状態です。ここまで言っても、あなたは障害者ではないと言えますか？

※厚労省に聞きたいこと

- ・私は国立がんセンター病院や政令指定病院など、日本を代表するような病院の医師からあなたの様な体で障害者手帳が取れないのは残酷すぎるという事を言われ続けて来た。厚労省はつながりのある医師や技師、又は医療従事者に視覚障害者法の矛盾を指摘された事はないのか。もしあるのであれば、なぜ改善しなかったのか。業務怠慢ではないか。少数意見には全く耳を傾けないと解釈してもよいか。
- ・身体障害者法では「切断」という表記はあるにも関わらず、視覚障害者法には「摘出」という言葉が出てこない。又「色」の判断に関わる表記もない。
- ・60年以上前の法律で何も改正される事なく現在まで来ている。だれも何も言わなければそのままいいと言う考え方はあまりにも片目が失明して困っている人を侮辱している。今の視覚障害者法で片方の視力が矯正で0.6以上見えれば障害者でないという判断はどのような根拠でそうなったのか厚労省が知らない様では困る。
- ・片方の目が失明していると言う事はだれがどう見ても障害者である。義肢に対する障害認定がそうで有れば、目も2つの目がまともに機能し、普通に見えて初めて健常者としての扱いになるのではないか。厚労省は早急に片目失明者を障害者として認めるべく、手続きを取ってほしい。

当事者たちの切実な声

- ・一番不合理に思うことは、障がい者の法律を健常者が作っていること。
障害については当事者である障がい者よりヒアリングして障がい者に寄り添った制度にすることが大切なのではないでしょうか。とても、現行制度が当事者の意見を反映しているようには思えません。
- ・一つの障害についても十把一絡げに分類するのではなく、一人ひとりの障害の程度や生活実態を細かくヒアリングして必要な支援をし、カウンセリングを含めた精神的な支援が必要なのではないでしょうか。身体障害認定基準のような数値化した制度は無機質でとても生身の人間に対する制度とは思えません。とても血のかよった人間がつくった制度とも思えません。政治家は、厚労省の役人は、自分の子どもが障がいを持ったら現行制度で十分だと思うのでしょうか？
- ・障がい者の障害とは障害を持った人が住みにくい社会の事を言うのではないのでしょうか。障がい者が社会に支えられて、偏見や差別無く、堂々と生活できる社会の実現を望みます。

【日本国憲法】

第 13 条（個人の尊重・幸福追求の権利）

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

第 25 条（生存権）

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

- ・ 見えない目が緑内障になっているし、見える目の方もドライアイになっているし失明が心配。
- ・ 健常者にはわからないが、片目が失明すると、眼炎などによりもう一つの目も失明する可能性 50%位？人間の目は二つあるが独立しているのではない、連動していることである。ずーっと失明という恐怖と戦って生活している。
- ・ 良い方の目が病気になったり、視力が悪くなっていくと将来に不安があり老後どう過ごして行けばいいのかと常に悩むことがある。
- ・ とにかく不公平感があります。自助努力していても努力だけではどうにもならないことが多々あります。少しは控除の恩恵を分けて頂いても良いのではないかと思います。
- ・ 片目が 0.6 以上の視力があれば障害認定をしないという理不尽な判断は理解できません。法律を作る国会議員は常識を持ってすべてを協議してもらいたいです。
- ・ 現代の片目失明者に対する国の施策はあまりにも我々の生活の実態や実状を無視したもので、本来ならば片目失明した理由のみ及び失明した時点で即障害者として認定すべきだと思います。
- ・ 見える方の目を酷使しているので視力の低下を感じる。見える方の目の病気や事故が不安である。
- ・ 失明してから数社職場が変わっていますが全て片目が見えない事は言わずに入社しています。

なぜなら会社に行ったとしても仕事内容を優遇してくれるわけでもなく、同じ仕事内容で同じ条件なら健常者を選ぶと思います。実際入社後に片目の事を上司に話すと仕事を頼みづらい気を遣うから次の会社には言わない方が良いと思うと言われた事があります。現在の職場も言わずに入社し「いつバレるか」とヒヤヒヤしながら生活しても健常者同様の仕事の量とスピードを強いられるため、非常に体力も眼力も限界に近い状態です。眼の疲れがピークになると、見える方の目も周辺がケイレンを起こしたり、ものもらいができやすくなります。ですが見える方にもものもらいになっても眼帯ができないので仕事もうそをついて休まざるを得ない事があります。早急に障害認定をして頂きたいと強く強く願います。

- ・特に歩いて外出する事に恐怖を感じます。その為に家にこもりがちになる。
- ・失明した方の目を眼筋が衰えて斜視気味となりパスポート用の写真で真正面を向いてないと3回も撮り直すなど顔認識でいつかクレームないか不安です。(出入国にここ数年顔と指認識が常識となってきた。)
- ・自分と同じ片目の若い人が就職できやすいよう、障害者認定が必要。片手、片足の認定はあるのになぜ片目は駄目なのか表面に現れない苦しみはなった人ではないと理解不可。
- ・いい方の目が悪くなった時の事を考えれば、非常に不安があります。それと若い時からですが、人と正面向かって話すことが斜視で有るがゆえ苦手です。又、相手の目線も非常に気になります。自分は正面を見て話をしているつもりでも、相手にどこを見ているのかと言われてたりしてすごく辛いです。
- ・今迄目の事で馬鹿にされたり、いじめ、信用されないなど辛い思いを沢山して来ました。何度か自殺をはかった事も正直有りますし、何でこんな嫌な思いをしないといけないんだろうと思う事は多々有ります。仕事をするにしても、お友達を作る事にしても、私は今迄自分が片目で見えないと言う事を聞かれない限り、自分から話す事は殆ど有りません。言う事に於いて信用を失ったり、差別されたり、理解が無い事によってお友達に嫌われたり、お友達がいなくなるという事が恐ろしいのです。現状は理解してくれる人の方が少ないと思っています。生活に於いて職業選択の自由や基本的人権の尊重など法律では規定されているのに、制約を受ける事は矛盾しているのではないかといつも思います。一日も早く私達の思いを理解して貰える様な世の中になってほしいと思っています。
- ・医療費が高額になった場合は限度額認定証を窓口に提出する事により、窓口では自己負担限度額を支払えば良いのだが、義眼は医療費でなく療養費なのでこの制度の適用は無く、一旦金額を支払わなければならない、負担が大きい。医療費にしてほしい。
- ・大学で製図の授業に出たら、片目だと平行線が引けないと言われ履修出来なかった。片目で有るが故、工学部、理学部、薬学部等に進学出来なかった。
- ・生命保険を整理して新規保険に加入しようとしたが、がん保険と傷害保険は加入手続きにOKが出たが、一般的な保険は失明が理由で断られた。

- ・失った左目の側の後ろの気配が全くわからず、ふりむきざまにぶっかってしまう事がある。散歩中、後ろから来る自転車にも気づかず、ぶっつきそうになった。前も後ろも足元も注意しなければならない事が多く、さらに年齢も重なり神経を使う事が増え、不自由さを感じています。
- ・不便さは当事者でないとわからない。片目であることが障害者でない事はおかしい。一日でも早く法律を見直して障害者認定をされるよう強く望みます。
- ・映画館や水族館など暗い所で手を借りずに歩けたらいいなと思います。誰かと一緒に居ないと不安を感じ怖い。
- ・私は小学校、中学校、高校と目の事で友達に指摘されたことがあります。また高校へ進学する際、幼い頃からの夢であった鉄道の車掌になりたいと思い、鉄道科のある学校へ行こうと思いましたが、学校説明会で自分は鉄道の車掌にはなれないと知り、深く落ち込み生きている意味さえ不明になる時期もありました。ですが家族や親族友達や学校の先生方、多くの人々の支えや励ましのおかげで前へ前へ進む事が出来ました。車掌という芽が閉ざされた今、現場で立ってやる仕事ではなく、鉄道の事務関連の仕事につけたらいいなと思っています。まだ私は18年しか生きていませんが、さまざまな困難がありました。きっとこの先何十年生きる未来の中にも多くの困難があると思っています。その困難に立ち向かう為にも、一日も早く障害者に認定されることを願っています。
- ・目の疲れや頭痛など片目の視野を失ってから不便を感じる事が多いです。また遠近感がうまく取れずスポーツ（球技）、紙の受け渡しなど日常的な事でストレスを感じる事が非常に多く、健常者との差を感じます。



- ・私は事故にあうまでママさんバレーや車の運転が大好きで、片目を失った悲しみはあったのですが、退院したら普通の生活にまた戻れると思っていました。もちろん片目を失った姿には、生れて一番の悲しみ苦痛でありましたが、一か月半の入院中ではほとんどがベッドの上なので困る事はあまり感じなく、いざ退院してみると階段も恐ろしい、距離感がわからずお茶をこぼしたり、お味噌汁を自分の手に注いでやけどをしたり、歩けば人にぶつかりあやまってばかりでこれでも健常者なんだと、車を運転しても幅や失った方の目も見えず恐ろしくなり、またバレーボールもボールの飛んでくる速さに距離感がないのでついていけず、今まで感じた事のないボールの恐怖心で体が固まり、今まで好きだったことが全て奪われうつ病になり何度命を絶とうしたかわかりません。健常者がここまで苦しむのでしょうか、同じ様に苦しむ人がないよう障害者認定をしてほしいと思います。
- ・現在片目失明者は健常者と障害者の間に置かれており、その時々状況や都合で健常者と見られることもあれば、障害者としても見られています。選べる職種が大きく狭められているのかかわらず、社会的な保障は一切ありません。車の運転や危険が伴う仕事では嫌がられ、パソコンを使うような仕事ではすごく目が疲れます。一刻も早く片目失明が障害者として認められることを切に願っています。



0.02以下+0.6以下=視覚障害？ 矛盾だらけの基準

前回、眼科で行う視力検査や視野検査の結果は、日常視で用いる実用視力とはしっかり対応していないと述べました。

「一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両目の視力の和が0.2を超えるもの」

これは、視覚障害の最も軽い等級である6級の基準です。ここでの視力とは、もちろん適切な眼鏡をかけた矯正視力です。

一眼の視力が0.02、他眼の視力が0.6のAさんは、基準通り6級になります。しかし、一眼の視力が0で、他眼の視力が0.7のBさんも、一眼の視力が0.05、他眼の視力が0.2というCさんも、視覚障害者とは認定されません。

Aさんの場合、日常視では0.02の視力の眼は使えず、0.6のほうで生活しています。両眼でみてはじめて認知できる両眼視機能(距離感や立体感の認知)は欠如しているのです。その意味ではBさんも同じです。結局、視覚障害者でないBさんと、視覚障害者のAさんとの違いは、見える方の眼が0.6か0.7かだけということになります。おそらく、日常生活の不自由度は二人の間に有意な差はないだろうと考えられます。

ではAさんとCさんを比べてみましょう。Cさんも立体視は欠如しています。そうすると、よい方の目の視力での勝負になりますが、これは明らかにAさんの勝ち。日常生活は、Cさんの方がずっと不便でしょう。それでも法律に則れば視覚障害者にはなりません。障害者等級には、このように小さくない矛盾が沢山あります。左右の視力和というのが規則に出てきますが、そもそも算術的に足し算した視力でものを見ているわけではないので、これも論理的にも破綻しています(左右眼とも1.2の人が、両眼視力2.4で見ているなどということはありません)。

日本では0.1未満の視力を、細かく測りますが、欧米では普通はまず測りません。0.1未満の視力は学問的には多少意味があるかもしれませんが、実生活では意味をなさないで測定しないのでしょうか。大変合理的な考えです。

身体障害者福祉法の第一条は、以下のように記載されています。

——この法律は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と相まって、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

日本国憲法第14条の法の下での平等や、第25条の生存権などの精神に貫かれた、格調の高い理念となっています。第二条以下の条文や、附則、細則ではそれに基づいて細かな規定が書かれていきます。視覚障害等級の基準もその一つです。

細かな規則を作っていくうちに根本原理を忘れてしまったのではないかと、矛盾だらけの視覚障害基準をみていると思うのです。



若倉雅登(わかくら まさと)

井上眼科病院(東京・御茶ノ水)名誉院長

1949年東京生まれ。北里大学医学研究科博士課程修了。グラスゴー大学シニア研究員、北里大学助教授、井上眼科病院副院長を経て、2002年から同病院院長。12年4月から現職。北里大学医学部客員教授、日本神経眼科学会理事長などを兼務し、15年4月にNPO法人「目と心の健康相談室」を立ち上げ、副理事長に就任。「目力の秘密」(人間と歴史社)「目の異常、そのとき」(同)、「健康は眼に聞け」(春秋社)、医療小説「高津川 日本初の女性眼科医 右田アサ」(青志社)など著書多数。専門は、神経眼科、心療眼科。予約数を制限して1人あたりの診療時間を確保する特別外来を週前半に担当し、週後半には講演・執筆活動のほか、NPO法人などのボランティア活動に取り組む。

心療眼科医・若倉雅登のひとりごと

眼球は正常なのに、強烈なまぶしさのために目を開けられない、目を開けると強い痛みが出て開け続けられないといった症状を持つ方々がいます。

一過性ならまだ我慢できるでしょうが、それが一日中で、しかも来る日も来る日もそうであったら絶望的になるでしょう。

従来、そんな状態は人間の身体（目）には起こりえないと医師たちは考え、そのような症例に出会っても、詐病（病気として偽る）や心因性などとして無視してきたのです。多分、私も20年前は、その仲間であったかと思います。

しかし、神経眼科、心療眼科に特化した外来をするようになってから、その認識は変わりました。

弱い光の下でも眼痛、頭痛をはじめ全身の症状が出現するので、二重にサングラスを装用し、帽子を深くかぶり、中には、光を通しにくい布地を顔に何重にも巻いたり、袋をかぶったりと完全防御の状態でしか通院できない症例もあります。こうした重度の症例は、私の外来には少なくとも10例は存在し、こうした病態は決して珍しいことではないことがわかったのです。

その原因はさまざまでも、この状態を「眼球使用困難症」と呼びたいと考えています。おそらく、大半の症例は、無理やり測れば視力などは正常に記録されるでしょうが、日常生活の上では目を当たり前使用することは困難ですから、明確な視覚障害者です。

このコラムでもたびたび取り上げてきたがんけん眼瞼けいれんという病気で、このような症状はよく経験します。他にも、とうけい頭頸部外傷後遺症、各種脳症の後遺症など、原因はさまざまです。このことに気付いた症例報告や研究論文も、近頃は散見されるようになってきました。

1月から、視覚障害認定基準の見直し作業が厚労省で始まりました。第1回の会合の議事録をみても、視力や視野の議論ばかりで、眼球使用困難症などの脳、とくに高次脳が関与する神経眼科的な病態は一切議論の対象になっていません。

かいけん
象になっていません。「開 瞼 困難による障害認定は認めない」という認定要領の留意事項にあった文章（2016年8月4日掲載のコラム）についても、削除したという情報はありません。

そこで、私は「眼球使用困難」という厳しい状態が確かに存在するのだということを、厚労省、眼科専門医はもとより、一般の方々にも知ってもらい、理解を深めてもらう活動をするために、「眼球使用困難症と闘う患者友の会」（仮称）の結成を呼びかけました。数人の方がすぐに名乗りを上げました。

おそらく、そのような方々はまだまだ埋もれていると思われ、このコラムを通して呼びかけたいと思います。

ご自分や周囲の方々で該当すると思われる人は、友の会の発起人をしてくださる看護師の大谷美津子氏（kango@chic.ocn.ne.jp）にご連絡いただくか、「目と心の健康相談室」（metokokoro@gmail.com）にお問い合わせをいただきたいと思います。（若倉雅登 井上眼科病院名誉院長）